

15.6.21  
510

二、本場法及所御家經國傳抄等一紙  
為其傳抄所同統記し其流

右に十五番一十六十七

(柳本)

御家經 此記

定度以日本經史紀通洞支部ニ於テハ

御家經抄ハ本ハ其ノ口ハヨリ全テ

ニ於テ同セシメテ書寫者ナラズ 尚四ノ十名

福師トシテ其ノ指長方ノ一高生トシテ

記

筆福ト云フ

高梅長年

政治通部ト云フ

高生ト云フ

士會局